

<国際刑事裁判所 (ICC) からの回答書訳文>

2018 年 4 月 4 日 (水)、ハーグ
拝啓

検察官に代わり 2018 年 1 月 24 日に受け取った書翰 (訳注・申立書のこと) 及び関連情報に対し感謝申し上げます。

ご案内の通り国際刑事裁判所 (以下「ICC」ないし「本法廷」) はローマ規程に基づき運営されていますが、そこでは本法廷に対して非常に特定かつ注意深く定義された管轄と権限が委ねられています。ローマ規程の基本的な特徴 (第 11 条) はローマ規程が発効した 2002 年以後の犯罪について本法廷が管轄を行使するというものです。

現在得られる情報を基本にすると、書翰で述べられている行為は主として 2002 年 7 月 1 日以前に起きています。あなたが書翰の段落 28 で述べられているように、強制失踪の犯罪が続いているという問題は犯罪の構成部分として扱われます。この文章の注 24 で、強制失踪の犯罪は ICC が 2002 年 7 月 1 日以降に攻撃が起きたもののみ該当します。書翰で論及されている拉致と主張されている大部分の事件はこれより前に起きています。さらに書翰の主張で日本がローマ規程に加盟した 2007 年以後に起きた事件はありません。従って事件が ICC の管轄外で起きたものであり、検察官は現時点でこれ以上の分析を行う根拠がないと確定しました。提出された情報は私たちの記録に残されます。またこの決定は、新たな事実や証拠が提出され、主張が本法廷の管轄権内と信じられる合理的な基礎があると再考される場合にも続くものではありません。

本法廷の限定された管轄の中では、多くの深刻な主張がこの組織が取り上げられる範囲を越えてしまうことをご理解いただければ幸いです。なお、この点において ICC は国家の管轄権を代替するものではなく、補足的なものであることを特筆しておきます。したがって、もし今後この問題をさらに追求されるなら、国内ないし国際機関に提起されれば良いと考えます。

ICC に関心を持って戴いたことに心より御礼申し上げます。もし ICC の活動についてさらにお知りになりたい場合は私たちのウェブサイトをご覧ください。

敬具

須田洋平様

国際刑事裁判所 (ICC)
検事局情報証拠部長
マーク・P・ディリン

<申立に対する国際刑事裁判所からの回答について申立人コメント>

去る 1 月 24 日国際刑事裁判所 (ICC) に対して行った申立について、4 月 4 日付で代理人である須田に対し回答が届きました。その内容は ICC の管轄権は国際刑事裁判所の根拠となるローマ規程により 2007 年以降に拉致が開始された事件に限られるため取り扱えないというものでした。

私たちはもとよりこの点については理解した上で、一昨年 12 月の政府主催シンポジウムにおける野口元郎国際刑事裁判所被害者信託基金理事長の発言に基づき、現在も人権侵害が継続されていることを理由に管轄権の問題をクリアできると考え、申立を行ったのですが、それが理

解されなかったことは誠に残念であり、今回申立のために協力していただいた政府・国会・報道関係者及び国民の皆様に対し心よりお詫びを申し上げます。

しかし、ICC 申立はそれ自体は残念な結果に終わったものの、そのマイナスを補って十分な成果をもたらしています。最大のものは ICC 申立を目標として結成した特定失踪者家族会です。特定失踪者家族会の結成により、特定失踪者についての政府、国会、各党及び自治体、報道機関などの対応が大幅に前進しました。また家族間の連携が強まり、お互いの理解が深まりました。

また申立書類の資料として作成した特定失踪者問題調査会・警察の公開特定失踪者約 550 名のリストは初めての試みであり、今後関係各国や国際機関などに配布することで緊急時の被害者保護のための本人確認資料として活用されるようにして参ります。このリストの日本語版はすでに日本国内で関係各方面に配付しており、さらに特定失踪者に対する関心を高めることに利用していく予定です。

特定失踪者家族会は今回の ICC の決定によって、結成時の目標の一つについては結論が出たこととなります。活動は今後さらに活発に進めてこの切迫した事態の中で全ての拉致被害者の救出を進めるよう努力して参ります。今後の具体的な活動については 4 月 22 日に特定失踪者家族懇談会を開催する予定であり、その場で議論し決定します。今後とも特定失踪者家族会へのご支援、ご協力を心よりお願いする次第です。

平成 30 年 4 月 6 日

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博
特定失踪者家族会会長 大澤昭一
ICC 申立代理人弁護士 須田洋平